



## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県神戸市東灘区向洋町東三丁目17番地

氏 名 大本紙料株式会社  
代表取締役 大本 知昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



許可の年月日 令和2年3月19日

許可の有効年月日 令和7年3月18日

### 1. 事業の範囲

(1)収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)
- 2.汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。)
- 3.廃油
- 4.廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)
- 5.廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)
- 6.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 7.紙くず
- 8.木くず
- 9.繊維くず
- 10.動植物性残さ
- 11.ゴムくず
- 12.金属くず
- 13.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 14.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 14 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(2)収集運搬業(積替え・保管を含む)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
- 2.紙くず
- 3.木くず
- 4.繊維くず
- 5.金属くず

以上 5 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限

・積替え・保管場所:兵庫県伊丹市口酒井3丁目3番21号

・積替え・保管を行う産業廃棄物の種類:廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

・積替え・保管面積:80m<sup>2</sup>

・積替え・保管上限:164.4m<sup>3</sup>

### 3. 許可の条件

(1) 積替え・保管の場所は、許可証記載の場所に限る。

(2) 当該産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い運搬先の受入条件を遵守すること。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成2年3月19日 新規許可

平成22年3月19日 更新許可

平成22年3月31日 変更許可(積替え・保管施設の新設)

平成27年3月19日 更新許可

令和2年3月19日 更新許可

### 5. 積替え許可の有無

有

神戸市

第06910008270号

### 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無